

# 公益社団法人日本地震学会選挙管理委員会規則

2011年10月12日制定

## (趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会通常代議員選挙規則及び役員代議員選挙規則で定める選挙管理委員会に関する事項について定める。

## (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、通常代議員選挙規則及び役員代議員選挙規則並びに通常代議員選挙実施細則及び役員代議員選挙実施細則に基づき、選挙の管理及び執行を行う。

第3条 選挙管理委員会は、理事会の議を経て会長が委嘱した5名の委員によって構成する。会長は、委員の1名に選挙管理委員長を委嘱する。

第4条 会長は、通常代議員選挙規則及び役員代議員選挙規則並びに通常代議員選挙実施細則及び役員代議員選挙実施細則に定める選挙の告示にあわせて、選挙管理委員の氏名を正会員に対し公表する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員に委嘱されたときから年度終了時までとする。

## (委員の禁止事項)

第6条 委員は、選挙の公正な執行のために、任期中に特定の個人に対する選挙活動をしてはならない。

## (委員の辞職)

第7条 委員が、役員代議員選挙の候補者または推薦人となる場合は、その時点で委員を辞職しなければならない。

## (委員の解任)

第8条 委員が、次の各号に該当するときは、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上、義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

## (欠員の補充)

第9条 委員長が、欠員となった場合には、会長が委員の中から後任の委員長を委嘱する。委員会の構成人数が、2名以下とならない限り欠員に対して新たな委員の補充はしない。

## (委員の報酬)

第10条 委員は、無報酬とする。

## (規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の議を経て決定する。